

## 海外からの郵送請求の方法

板橋区に住民票・除住民票がある方は、下記のもの（1～4）を同封してご請求ください。

### 1 請求書（㉗～㉟の項目をご記入ください）

- ㉗ 板橋区の住所      ㉘ 世帯主・必要者の名前      ㉙ 必要な書類の種類・通数
- ㉚（日本国籍の方 →） 世帯主名・続柄 / 本籍・筆頭者名をのせるかどうか選択してください
- ㉛（外国籍の方 →） 記載が不要な項目を選択してください
- ㉜ 請求申請者の住所・氏名・（日本時間で）昼間連絡の取れる電話番号、電子メールアドレス
- ※ 必要な住民票と同一世帯以外の方が代理人として請求する場合、「委任状」が必要になります。
- ※ 除住民票はその除住民票に記載されている方以外の方が申請する場合、委任状が必要になります。
- ※ 海外転出してから5年経過した除住民票は、発行できません。

### 2 手数料+返信料（切手代）

<送金方法>

- ◎ 「国際郵便為替（International postal money order）」を購入できる地域に居住されている方は、郵便局で「国際郵便為替」をお買い求めください。

※国際郵便為替は2020（令和2年）年3月27日で販売終了となっております。販売終了前にご購入いただいた為替については2020（令和2年）年6月19日までに板橋区役所に到着したものに限り受付させていただきます。ただし、不備等がある申請については受付できない場合がありますのでご注意ください。

☆ 為替の受取人欄に「東京都板橋区板橋2-66-1 板橋区役所」と必ず記入してください。

☆ 換金日のレートによって金額が変わってきますので、少し多めに同封してください。

残金が発生したときは、日本の切手で送らせていただきます。

- ◎ 国際郵便為替の購入が不可能な地域の場合は、「国際返信用切手（IRC：International Reply Coupon）」を郵便局でお買い求めください。「国際返信切手（IRC）」は、現地での購入金額に関わらず日本円で1枚130円分となります。**有効期限にご注意ください。**

「手数料+返信料分」を送付してください。残金が発生したときは日本の切手で送らせていただきます。

※証明書手数料については、**現金か小為替によって収納できること**になっておりますが、**国際返信用切手**を送付していただければ、こちらで現金に換金させていただきます。

- ◎ 国際郵便為替等購入が不可能な場合は、「**保険付きの書状**」で現金（紙幣のみ）を送っていただくこととなります。但し、最高限度額・補償額等決まっているため、現地の郵便局にご確認ください。

<手数料について>（令和2年4月1日現在）

※ 料金は改定される場合があります。できるだけ事前にお問い合わせください。

また、手数料には返信用の切手代は含まれていません。切手代は、手数料に加算してお送りください。

・住民票、除住民票（1通 400円）

### 3 返信用封筒

あて先として「郵便番号・ご住所・お名前」を記載しておいてください。

### 4 請求者の本人確認及び住所確認書類

パスポートと現住所がわかる資料（請求者の氏名・住所の記載のある運転免許証や公共料金・家賃の領収書、在外公館等が発行している在留証明など）の写しを同封願います。

### 5 その他

海外からの郵送請求では、郵便事情により未着や遅延が生じる場合があるため、「国際スピード郵便（EMS便）」の利用をお勧めします。返信料については、「EMS便料金」も加算して手数料を送付願います。

### 6 問い合わせ先

東京都板橋区役所 戸籍住民課 証明係

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号 電話 03-3579-2223

電子メールアドレス [kb-shomei@city.itabashi.tokyo.jp](mailto:kb-shomei@city.itabashi.tokyo.jp)

